

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

長門市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県長門市

3 地域再生計画の区域

山口県長門市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、国や県に先駆けて昭和 30 年（1955 年）をピークに減少を続けています。1980 年（昭和 55 年）の国勢調査時の 50,982 人から一貫して減少し、平成 27 年（2015 年）には 35,439 人となり 30.4%が減少し、令和元年（2019 年）では 33,952 人となりました。平成 30 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した地域別将来推計人口では、2040 年（令和 22 年）の人口が、2015 年（平成 27 年）と比較して 4 割以上減少の 20,554 人と推計しており、同研究所が平成 25 年 3 月に発表した推計数値より減少率が約 7ポイント下方修正されるなど、更に深刻な状況となっており、本市にとって人口減少への対応は待ったなしの最重要課題となっています。

年齢3区分の人口では、昭和 55 年（1980 年）国勢調査時の年少人口（0～14 歳）は 10,504 人で、総人口に占める割合は 20.6%、同様に生産年齢人口（15～64 歳）は 32,999 人で 64.8%、老年人口（65 歳以上）は 7,389 人で 14.5%となっています。その後は、年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口の増加傾向が基調となっています。その結果、平成 27 年（2015 年）の年少人口は 3,560 人で、総人口に占める割合は 10.0%、同様に生産年齢人口は 17,793 人で 50.2%まで減少しています。一方、老年人口は 14,070 人で、総人口に占める割合は 39.7%まで増加しています。

転入数から転出数を引いた社会増減をみると、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。平成 12 年（2000 年）以降、転入数、転出数とも縮小する傾向がみられ、転入数から転出

数を引いた社会増減では、平成 29 年（2017 年）以降、社会減が 100 人以下まで縮小しています。令和元年（2019 年）は転入数 878 人、転出数 961 人で社会減が 83 人となっています。

出生数から死亡数を引いた自然増減をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態に移り、それが拡大する傾向にあります。出生数は、平成 12 年（2000 年）以降 300 人を下回る状態で推移しており、平成 27 年（2015 年）からは、100 人台で推移しています。死亡数をみると、平成 18 年（2006 年）までは、500 人台で推移していましたが、平成 19 年（2007 年）以降は 600 人を超え推移しています。令和元年（2019 年）は出生数 180 人、死亡数 645 人で自然減 465 人となっています。なお、本市の合計特殊出生率は、昭和 58 年（1983 年）から平成 19 年（2007 年）までは、2.00 から 1.43 まで一貫して減少していましたが、平成 24 年（2012 年）時点では 1.56 に増加し、国や県の水準を上回っています。しかし、出生数そのものは依然減少しており、出生率の引き上げとともに、子育て世代の女性の人口流出を抑制していくことが重要です。

このような状況が続くと、生産年齢人口や年少人口の減少による経済活動の縮小、合計特殊出生率の低下による出生数の減少、さらには老年人口の増加による社会保障費の負担増などが考えられます。

上記の課題に対応するため、「地域基盤を生かした持続可能な新たな成長の創出」「人口減少に対する短期・中長期での歯止め」「人口減少社会に適応した持続可能地域づくり」の3つの視点により、本市の置かれた現状を再認識するとともに、本計画期間中、以下の4つの基本目標を掲げ、各種施策を展開し、人口展望の実現の達成のため取り組んでいきます。

- ・基本目標① 「しごと」をつくる～産業振興により新たな雇用を創出～
- ・基本目標② 「うごき」を生む～魅力発信により、ひとの流れを加速させる～
- ・基本目標③ 「ひと」を育む～将来を担う若者の希望を実現する環境づくり～
- ・基本目標④ 「まち」をつくる～住み続けたい地域社会の形成～

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する地 方版総合戦略の基 本目標
ア	中核産業の新規雇用者数	0人	250人	基本目標①
イ	総人口に対する社会減の割合	0.24	0.25	基本目標②
ウ	合計特殊出生率	1.24	1.65	基本目標③
エ	地域協働体設置地域面積割合	70%	100%	基本目標④

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

長門市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 「しごと」をつくる事業～産業振興により新たな雇用を創出～
- イ 「うごき」を生む事業～魅力発信により、ひとの流れを加速させる～
- ウ 「ひと」を育む事業～将来を担う若者の希望を実現する環境づくり～
- エ 「まち」をつくる事業～住み続けたい地域社会の形成～

② 事業の内容

- ア 「しごと」をつくる事業～産業振興により新たな雇用を創出～

主要産業の獲得する外貨により支えられている市内経済における地域内循環を強化し、安定的な就業機会の確保を図ることで、市全体の所得を向上させるとともに、地域や民間企業などの主体性を促すよう公民連携による施策を推進し、稼ぐ地域の創出や、AI・IoTなどの先進技術の導入と活用を進め、第1次産業の新たなかたちやSociety 5.0時代に対応できる産業への進化を促進することで、新たな雇用を創出するなど「持続可能で将来にわたって、活力ある地域社会の実現」する事業。

【具体的な事業】

- ・長門の優れた特産品の開発と産地化の促進
 - ・販路開拓の推進
 - ・湯本地区の観光振興
 - ・所得の向上及び労働意欲の向上による後継者・承継者の確保
 - ・企業ニーズと生産者シーズの調整体系の確保 等
- イ 「うごき」を生む事業～魅力発信により、ひとの流れを加速させる～

市内企業による職業体験の受入や市内の高校と企業との産学連携への支援、求人ニーズと求職ニーズをマッチングさせるため、市内企業の魅力を積極的にアピールするなど、若者の定着と還流の促進、また交流人口、関係人口、移住人口の拡大など「魅力発信により、ひとの流れを加速させる」事業。

【具体的な事業】

- ・長門の豊富な資源を活かした交流人口拡大
- ・シティープロモーションによる認知度の向上
- ・移住・定住促進対策 等

ウ 「ひと」を育む事業～将来を担う若者の希望を実現する環境づくり～

子育てに関する休暇制度等の拡充を推進するため市内企業への働きかけや、子育て世帯に対する医療費負担軽減、多子世帯への保育料軽減をはじめとした継続的な経済支援など、安心して子育てができる環境整備のほか、本市の豊かな自然環境を活用した教育環境や、地域とのつながりの中での子育て環境を充実させることにより、都市部にはない独自の教育環境を整備し、「ふるさと長門」に愛着を持てる子どもの成長を支援、また、外国語教育やプログラミング教育など、地方においても先進的な教育を受けることのできる環境の充実を図るなど「将来を担う若者の希望を実現する環境づくり」に係る事業。

【具体的な事業】

- ・安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり
- ・安心できる子どもの遊び場の確保
- ・未来を創造する学習の推進 等

エ 「まち」をつくる事業～住み続けたい地域社会の形成～

多様化する日常生活における課題に適切に対応し、全ての市民が日常生活においてストレスを感じることなく、生き活きと安全・安心・快適に生活することができる住み続けたいまちづくりを進めるほか、人口減少と高齢化の中で弱体化している従来の自治会機能に代わり、市民活動団体を巻き込んだ地域の中核主体となる地域協働体（新たな地域コミュニティ組織）の設立を促進し、その活動を支援することに加えて、地域を牽引するリーダーとなる人材の発掘と育成を行うとともに、自立した活動につなげるためのコミュニティビジネスの取組への支援や、市民や地域協働体の参画による生活圏域内における「小さな拠点」の整備を進め

ます。さらに、定住人口としての移住者や外国人、交流人口としてのインバウンドや関係人口など、多様化が進む社会に適応するため、公民連携による交流等の取組を促進し、全世代が共生・活躍できる「住み続けたい地域社会の形成」を目指す事業。

【具体的事業】

- ・市民活動の活性化
- ・「健幸」なまちのイメージづくり
- ・高度な情報通信網の整備 等

※なお、詳細は第2期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

100,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに長門市公式ホームページ上に公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで